

別表 自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。  
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

| 区分           | 評価項目・内容 |   | 配点  |
|--------------|---------|---|-----|
| 1 業務内容の理解度   | (1)     | 委託業務の目的や内容について十分に理解し、仕様書を踏まえた提案内容になっているか。         | 10  |
| 2 企画提案内容     | (1)     | 自転車の道路交通法違反に対する反則通告制度（青切符制度）について理解を促進する内容となっているか。 | 20  |
|              | (2)     | 乗車用ヘルメットの着用を促進する内容となっているか。                        | 10  |
|              | (3)     | 自転車損害賠償保険加入義務化についての的確に周知する内容となっているか。              | 10  |
|              | (4)     | 特定小型原動機付自転車のルールについて触れているか。                        | 10  |
|              | (5)     | 広報の方法は広く県民の目に触れるものであり、十分な期間及び回数を確保しているか。          | 10  |
| 3 企画提案の実施可能性 | (1)     | 過去に類似の業務で良好な実績を上げており、同等の成果が期待できるか。                | 10  |
|              | (2)     | 委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。         | 10  |
|              | (3)     | 業務内容に見合った適切な経費であるか。                               | 10  |
| 合 計          |         |   | 100 |

(※) 配点基準

| 評価基準<br>配点 | 特に<br>優れている | 優れている | 普通   | 劣っている | 特に<br>劣っている |
|------------|-------------|-------|------|-------|-------------|
| 10点        | 10～9        | 8～7   | 6～5  | 4～3   | 2～1         |
| 20点        | 20～17       | 16～13 | 12～9 | 8～5   | 4～1         |